

○立科町移住体験住宅利用要領

1 はじめに

- (1) 当該施設は、立科町への移住を希望する方に対し、一時的に立科町の自然や生活環境の体験、地域住民等との交流体験の機会を提供することで、移住をより具体的に検討していただくための施設であり、観光のためのホテルや旅館とは異なります。
- 以上の趣旨を御理解いただき本要領に記載のルールを守ってご利用くださいますようお願いします。

2 ご利用案内

(1) ご利用いただける方

- ・立科町への移住や二地域居住を検討されている方で、立科町以外に住所のある方（観光・レジャー・避暑等、移住以外での目的の利用ではないこと。）
- ・「立科町空き家バンク」に利用者登録がある方

(2) 利用日数

1泊2日から6泊7日まで（利用初日は土日祝日を除いた平日とすること。）

※利用申請後の審査の結果、不承認又はご希望どおりの利用日数にならない場合がございます。

(3) 利用人数

1部屋4名まで。（ただし、就学前幼児は人数に含めません。）

(4) 施設利用料 無料です。

(5) お申込み・お問い合わせ

立科町移住サポートセンター

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2602-1 ふるさと交流館内

電話：0267-78-5645 ファクス：0267-78-5646

メール：t-iju2@sas.janis.or.jp

3 ご利用手順

(1) 仮予約

- ①利用を希望する場合は、まず電話、ファクス、電子メールのいずれかで空き状況の確認と仮予約を行ってください。（仮予約の受付も2か月前からです。）
- ②仮予約後に申込書（様式第1号）をホームページからダウンロードして必要事項を入力してください。（ダウンロード手段のない方は仮予約の際お申し出ください。申込書を送付します。）

(2) 申込み・事前オンライン（電話）ヒアリング

- ①利用の申し込みは、利用開始2ヶ月から14日前（2週間前）までに行ってください。
- ②申込みには以下の書類をメール送信（または郵送）してください。
 - ・立科町移住体験住宅利用申込書（様式第1号）
 - ・代表者の身分証明書（住所確認ができる書類）のコピー
 - ・「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）※未登録者のみ

③移住体験の趣旨をご理解いただき、移住についてどのようなお考えをお持ちになっているか具体的にお伺いするため、申込書受付後にオンライン（オンライン接続不可の場合は電話）によるヒアリングをさせていただきます。

- ・ 30 分程度
- ・ オンライン会議システム「Zoom」利用
（インターネットに接続できる環境をご用意いただき、事前にメール送信する会議用 URL に接続してください。）
- ・ 移住体験住宅及び相談内容に基づくご案内

（注意事項）

- ・ 予約は 1 回につき 1 滞在（7 日以内）分までです。
なお、事前のオンラインヒアリングの結果、不承認又はご希望どおりの利用日数にならない場合がございます。
- ・ 既に予約を入れている場合は、利用が終了するまで次の予約を入れることはできません。
- ・ 利用開始手続きは平日の 9:00～16:00 です。（土日祝日を除く）。
利用終了手続きは 9:00～11:00 です。
- ・ 同一人物及び同一家族の利用は、通算 14 日間までとし原則合計 2 回までとします。
また、申請者が異なる場合でも過去に当施設を利用した方が含まれる場合には同様の扱いとします。

（3）決定

- ・ 予約決定後、立科町移住体験住宅利用承認書（様式第 2 号）を郵送します。

（注意事項）

- ・ 寝具は利用者御自身で準備してください。（レンタルを希望される方については、別紙 1 の『寝具レンタル料金表』をご覧ください）
- ・ 予約を取り消す場合は、原則 10 日前までに立科町役場企画課又はふるさと交流館に連絡してください。
また、寝具レンタルの取り消しの連絡は利用者御自身で行ってください。なお、キャンセル費用等が発生したときは利用者の負担となります。
- ・ 施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期や取消しする場合があります。
万が一このことにより利用者に損害が発生した場合でも立科町では一切の責任を負いません。

（4）利用開始

- ①利用開始の受付は平日の 9:00～16:00 です。また、利用開始の 2 日前まで（土日祝日を除く）に受付予定時刻をふるさと交流館に連絡してください。
- ② 受付手続き後、鍵の受渡し、町の紹介や移住相談ご案内をいたします。

（注意事項）

- ・ 寝具のレンタルを申込みしている場合は、施設において受け取りと代金の支払いを利用者御自身が行ってください。
- ・ 利用者は、入居時及び退去時に職員と備品の確認を行ってください。万が一、利用終了時に破損や不足が生じた場合、利用者において修理費等を負担していただくことがあります。
- ・ 職員とゴミの処理方法の確認をしてください。

- ・ごみはお持ち帰りいただくか、受付時に、可燃及びプラスチックのごみ袋（2枚で50円）をご購入ください。ごみ袋のごみは退去後、職員が処分します。ペットボトル及び缶類等、ごみ袋に分別して入れられないものは、お持ち帰りください。
- ・駐車場での事故は利用者の責任において対処していただきます。
- ・施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。
- ・室内は清掃に努め、清潔を保ってください。
- ・生ごみや油類（食用油など）を台所の流し、トイレ、風呂等に流さないでください。
- ・冬期は結露が発生しやすいため、こまめな換気を行ってください。（結露した場合は拭き掃除を行ってください。）
- ・降雪時には施設の庭及び道路の雪かきを、地域住民と協力して行ってください。
- ・ペットは屋内、屋外問わず禁止します。
- ・施設内外は禁煙と火気使用厳禁とします。
- ・退去前に清掃（特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ）をし、ゴミを適正に処理してください。
- ・万が一鍵を紛失した場合は、玄関錠の交換費用を利用者に負担していただきます。
- ・近隣住民と会う機会があったら、あいさつ等のコミュニケーションを図ってください。
- ・退去時刻に変更が生じる場合は、担当者に連絡してください。
- ・寝具をレンタルしている場合は、原則退去前に返却してください。
- ・退去時にアンケートと終了報告書を提出してください。

(5) 利用終了

- ①退去時は備品確認の立ち合い、鍵の引き渡しを行ってください。
- ②利用日数は6泊7日間以内です。やむを得ない理由で退去日が早まる場合は、町担当者に相談してください。
なお、予定していた利用日数を変更された方については次回以降の利用を制限させていただきます。

4 施設内の設備等

(1) 利用施設

立科町移住体験住宅 2部屋（うち1部屋を予約可能）

(2) 設備品等（別紙「移住体験住宅備品一覧表」をご覧ください。）

(別紙 1)

寝具レンタル料金表

立科町内の寝具レンタル取扱店は次のとおりです。

寝具のレンタルを利用される際は、1 週間前までに取扱店へ連絡をお願いします。

また、寝具レンタルを取り消す場合は、利用者の責任において連絡することとし、キャンセル料が発生した時は利用者の負担となります。

○ 町内の寝具レンタル取扱店

有限会社 菊屋（立科町大字芦田 2596）電話 0267-56-1008

寝具一式の料金（1 泊あたり）

基本料金 1,500 円～ 敷布団・掛布団・枕・シーツ

追加料金 500 円～ 掛布団を羽毛に変更

500 円～ 毛布 1 枚

※料金については税抜価格

移住体験住宅備品一覧表

●設置備品

キッチン	大皿・中皿・小皿・煮物鉢・どんぶり
	お茶碗（大小）・お椀
	コップ・グラス・急須
	箸・スプーン・フォーク
	子供用食器（皿・茶碗・汁椀・コップ・箸・スプーン・フォーク）
	鍋・フライパン・やかん
	ボウル・ザル
	包丁・まな板
	お玉・菜箸・フライ返し
	ピーラー・キッチンばさみ
	栓抜き・缶切り
	計量カップ・計量スプーン
	食器用洗剤・スポンジ・ふきん掛け
	三角コーナー・水切りかご・生ごみ用ごみ箱
	冷蔵庫・炊飯器
	電子レンジ・IHコンロ
浴室	手桶・風呂用イス
	掃除用スポンジ・掃除用バスブーツ・掃除用洗剤
洗面所	バスマット・ドライヤー
	手洗いせっけん
	洗濯機・洗濯かご・ハンガー・洗濯バサミ付ハンガー
トイレ	スリッパ
	掃除用ブラシ・トイレ用洗剤・掃除用トイレシート
居室	目覚まし時計・ごみ箱・不織布モップ・懐中電灯・窓ガラス水滴取り
	はさみ・メモ帳・ボールペン
	子供用おもちゃ（ままごとセット、電車、車）
	子供用椅子とテーブル
	テレビ
	掃除機
	エアコン・温風ヒーター・電気こたつ
	アイロン・アイロン台
	机・椅子・チャイルドチェア
	コートハンガー・折り畳みステップ
ベランダ	物干し竿・洗濯バサミ
掃除道具他	ほうき・ちりとり・バケツ・雑巾・雪かき道具
その他	消火器・電動自転車・自転車タイヤ用空気入れ

●衛生用品（タオル・洗面用具）はご利用様が用意してください。

●ご用意いただくもの（例）

寝具一式（持参か、レンタル布団をご利用ください。）
シャンプー・リンス・ボディソープ・歯ブラシ・バスタオル等洗面用品
台所用ふきん・キッチンペーパー
食材・調味料
洗濯用洗剤
トイレトーパー
ティシュペーパー
ごみ袋
その他上記備品一覧に記載していない生活用品

●その他

電気は中部電力60Hzです。
立科町の水道は湧水を利用しており、そのまま飲用可能です。
退去時に清掃をお願いしております。
使用した備品も退去時に清掃をお願いします。
次のご利用者様も快適に過ごせるようご協力をお願いします。